

平成20年度市町村当初予算（普通会計）の概況

平成20年5月19日

茨城県総務部市町村課

1 予算の特徴（総合予算編成団体）

44団体全てが総合予算を編成している。（平成20年3月末時点）
平成20年度の県内市町村の予算規模は、945,730百万円で、対前年度比1.6%の増となっている。

特徴としては、

- ・ 税源移譲分等の平年度化及び景気の堅調な推移を反映した地方税の増，地方交付税（臨時財政対策債を含む）の減
- ・ 社会保障関係経費である扶助費等の義務的経費の増
- ・ 合併特例事業の増等による投資的経費の増
- ・ 財源不足を基金の取崩しにより補てんする予算編成が依然続いている状況等が挙げられる。

予算規模が前年度に比して増加している団体は、26団体（昨年度は44団体中18団体）となっている。

【当初予算規模】

（単位：百万円，%）

区 分	当 初 予 算 額		地財計画対前年度増加率
	当初予算総額（44団体）	対前年度増加率	
H20	945,730	1.6	0.3
H19	931,136	0.3	0.0
H18	933,662	1.0	0.7

【暫定・骨格予算編成団体】

	暫定予算編成団体	骨格予算編成団体
H20	なし	なし
H19	なし	取手市，茨城町，五霞町
H18	下妻市，高萩市，笠間市，つくばみらい市，小美玉市，城里町	なし

2 主な歳入（総合予算編成団体）

- ・ 地方税は、市町村民税等の増加により2.7%の増（地財計画では+0.2%）となっている。
- ・ 地方特例交付金は、減収補てん特例交付金（住宅借入金等特別税額控除による減収分の補てん）の創設により33.2%の増（地財計画では+51.8%）となっている。
- ・ 地方交付税は、税収の伸び等により3.9%の減（地財計画では+1.3%）となっている。なお、地方交付税に臨時財政対策債を加えた額は4.1%の減（地財計画では+2.3%）となっている。
- ・ 地方債は、合併特例債の増等により4.3%の増（地財計画では0.5%）となっている。
- ・ 繰入金は7.2%の減（昨年度は16.2%の減）となっているが、依然、基金を取り崩して財源不足に対応する状況が続いている。

【歳入の状況】

（単位：百万円，%）

	H19 予算額	H20			
		予算額	増減額	増減率	構成比
地方税	437,386	448,998	11,612	2.7	47.5
地方譲与税	16,758	16,575	183	1.1	1.8
各種交付金	42,688	41,357	1,331	3.1	4.4
地方特例交付金	3,103	4,134	1,031	33.2	0.4
地方交付税	126,464	121,513	4,951	3.9	12.8
分担金・負担金	13,162	13,058	104	0.8	1.4
使用料・手数料	20,197	20,164	33	0.2	2.1
国庫支出金	72,089	75,228	3,139	4.4	8.0
県支出金	44,188	46,782	2,594	5.9	4.9
繰入金	33,484	31,089	2,395	7.2	3.3
繰越金	12,689	11,616	1,073	8.5	1.2
地方債	75,928	79,208	3,280	4.3	8.4
うち臨時財政対策債	26,895	25,502	1,393	5.2	2.7
うち合併特例債	22,778	26,403	3,625	15.9	2.8
その他	33,000	36,008	3,008	9.1	3.8
合計	931,136	945,730	14,594	1.6	100.0

（参考）

（単位：百万円，%）

	H19 予算額	H20			
		予算額	増減額	増減率	構成比
地方税 + 交付税 + 臨財債	590,745	596,013	5,268	0.9	63.0
交付税 + 臨財債	153,359	147,015	6,344	4.1	15.5
地方債（臨財債除き）	49,033	53,706	4,673	9.5	5.7

臨時財政対策債（臨財債）とは、地方一般財源の不足に対処するために発行される特例地方債（赤字地方債）である。

【地方税の状況】

- ・ 市町村民税（3.8%の増）・・・所得税から住民税への税源移譲分及び定率減税廃止分の平年度化等に伴う個人分の増，景気の堅調な推移を反映した法人分の増等
- ・ 固定資産税（2.0%の増）・・・新築家屋の増等

（地方税の内訳）

（単位：百万円，%）

	H 1 9 予算額	H 2 0				
		予算額	増減額	増減率	構成比	
普通 税	市町村民税	200,377	207,946	7,569	3.8	46.3
	個人均等割	3,955	4,068	113	2.9	0.9
	所得割	145,973	148,796	2,823	1.9	33.1
	法人均等割	8,839	9,033	194	2.2	2.0
	法人税割	41,610	46,049	4,439	10.7	10.3
	固定資産税	195,126	198,956	3,830	2.0	44.3
	純固定資産税	193,320	197,303	3,983	2.1	43.9
	土地	65,148	65,669	521	0.8	14.6
	家屋	84,925	87,723	2,798	3.3	19.5
	償却資産	43,247	43,911	664	1.5	9.8
	交付金・納付金	1,806	1,653	153	8.5	0.4
	軽自動車税	4,282	4,491	209	4.9	1.0
	市町村たばこ税	20,210	19,740	470	2.3	4.4
	鉱産税	3	2	1	33.3	0.0
	特別土地保有税	9	1	8	88.9	0.0
小 計	420,007	431,136	11,129	2.6	96.0	
目 的 税	入湯税	409	403	6	1.5	0.1
	都市計画税	16,970	17,459	489	2.9	3.9
	小 計	17,379	17,862	483	2.8	4.0
合 計	437,386	448,998	11,612	2.7	100.0	
(参考)国保税(料)	95,633	85,800	9,833	10.3	-	

3 主な歳出（総合予算編成団体）

- ・ 義務的経費のうち、人件費については、行財政改革による職員数の減等により、1.0%の減となっている。
 社会保障関係経費である扶助費については、児童手当、児童扶養手当及び生活保護費の増等により、5.7%の増となっている。
 公債費については、ほぼ前年並み（+0.1%）となっている。
- ・ 投資的経費は、合併特例事業の増等により、4.4%の増（地財計画では2.7%）となっている。なお、当該歳出規模は平成18年度当初予算並みであるが、ピーク時の平成5年度（263,040百万円）に比べて5割以下の水準となっている。
- ・ その他の経費のうち、積立金については、主に、合併特例債を原資とした合併特例基金への積立の増等により、46.0%の増となっている。

【歳出の状況】

（単位：百万円，%）

	H 1 9 予算額	H 2 0			
		予算額	増減額	増減率	構成比
義務的経費	450,650	455,664	5,014	1.1	48.2
人件費	214,332	212,224	2,108	1.0	22.4
扶助費	121,403	128,356	6,953	5.7	13.6
公債費	114,915	115,084	169	0.1	12.2
投資的経費	108,644	113,384	4,740	4.4	12.0
うち普通建設事業費	108,570	113,370	4,800	4.4	12.0
補助事業費	38,061	37,102	959	2.5	3.9
単独事業費	70,509	76,268	5,759	8.2	8.1
その他の経費	371,842	376,682	4,840	1.3	39.8
うち物件費	138,600	136,593	2,007	1.4	14.4
うち補助費等	96,914	107,378	10,464	10.8	11.4
うち積立金	5,327	7,776	2,449	46.0	0.8
うち繰出金	105,528	98,642	6,886	6.5	10.4
合 計	931,136	945,730	14,594	1.6	100.0

4 基金の状況（総合予算編成団体）

- ・ 平成20年度当初予算における基金取崩額合計(見込)は、30,090百万円と平成19年度決算見込より10,972百万円(57.4%)増の見込みであり、27団体(全体の約6割)で取崩額が増となる見込み。
- ・ うち財政調整基金の取崩額は31団体(全体の約7割)で平成19年度決算見込を上回る額を計上。
- ・ うち減債基金の取崩額は19団体(全体の約4割)で平成19年度決算見込を上回る額を計上。
- ・ うち特目基金の取崩額は23団体(全体の約5割)で平成19年度決算見込を上回る額を計上。

【基金の状況】

(単位：百万円)

	H18 決算 現在高	H19 決算見込み			H20 当初予算			差 引 B - A
		積立額	取崩額 A	見込額	積立額	取崩額 B	見込額	
財 調	60,527	10,053	7,699	62,882	2,385	13,430	51,836	5,731
減 債	33,543	3,121	2,961	33,703	773	7,255	27,221	4,294
特 目	87,127	9,268	8,458	87,938	5,479	9,405	84,012	947
合 計	181,197	22,442	19,117	184,523	8,637	30,090	163,069	10,972

5 まとめ

平成20年度当初予算における地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等を合わせた一般財源総額は、前年度に比べ微増に止まる見込みであり、引き続き三位一体の改革で地方交付税が大幅に削減された後の大変低い水準に止まっている。

こうした地方交付税の削減に加え、税収等の大幅増が見込めない厳しい経済・財政状況の下、収支不足を基金の取崩しにより補てんする状況が続いている一方で、扶助費をはじめとした義務的経費は今後とも増加していくことが予想され、このままでは財政構造の硬直化がより一層進み、予算編成がますます困難になることが懸念される。

以上のような厳しい状況にあることを踏まえ、歳出面においては予算執行段階においてより一層の節減を行うとともに、今後の予算編成に当たっては行財政改革の推進による徹底した施策の取捨選択、真にゼロベースの視点に立った抜本的な事務事業の見直し等に取り組んでいく必要がある。また、歳入面では、徴収体制のより一層の強化による税の徴収率の向上をはじめ、使用料・手数料の適正化等による自主財源の確保に努めるなど、財政運営の健全化を強力に進めていく必要がある。

用語の解説

総合予算

一会計年度を通じて定められる基本的な予算。「通常予算」，「本予算」とも呼ばれる。

暫定予算

予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合，新たに地方公共団体が設置された場合，その他特別の理由がある場合に，総合予算が成立するまでの間の暫定的なものとして，一会計年度中の一定期間について最小限度必要とされる経費を計上する予算。

骨格予算

地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくい等の事由により，政策的経費等の予算計上を避け，人件費等必要最小限度の経費を計上する予算。

骨格予算は一会計年度を通ずる予算計上を行うものであり，一会計年度の一定期間のみの予算計上を行う暫定予算とは異なるもの。

地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので，内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う
- 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは，地方公共団体の経営する公営企業，国民健康保険事業，老人保健医療事業，介護保険事業，収益事業，公益質屋事業，農業共済事業，交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業等に係る会計の総称。

《歳入》

一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金などをいう。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき，国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと，都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定基準により国が交付するもの。

これにより，経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり，94%相当額が普通交付税，6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが，特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

地方譲与税

国税として徴収し，そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて，課税の便宜その他の事情から，徴収事務を国が代行している。具体的には，地方道路譲与税，石油ガス譲与税，自動車重量譲与税等がある。

平成15年度から三位一体の改革による税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として導入された所得譲与税については平成18年度をもって廃止された。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため，平成11年度から地方税の代替的性格を有する財源として創設されたものであり，抜本的な税制改正が行われるまでの時限的な交付金。

地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって，その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

合併特例債

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき合併した市町村が，合併後のまちづくりのための建設事業などを実施する際に発行することができる地方債をいう。

臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり，地方交付税の振替えとしての性格を持ち，一般財源と同様に活用できる。

《歳出》

義務的経費

職員の給与等の人件費，生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など，地方公共団体の歳出のうち，その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。

投資的経費

道路，橋りょう，公園，学校，公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり，普通建設事業費，災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに，独自の経費で任意に実施する事業。

《基金》

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。